



## ～ 相続の話（預貯金） ～

当事務所では、相続分野についても、いつも多くのご相談をいただいております。今回は、その中でもよくご相談を受ける預貯金等と遺産分割にまつわるあれこれについてご紹介したいと思います。



### 1 法律上、預貯金は遺産分割協議をしなくて良いって本当？

はい、法律上は本当です。普通預金は、可分（分けることが可能）なので、遺産分割協議が不必要、法定相続分に応じて、各相続人が当然に取得するとした最高裁の判例があります。（なお、郵便局の定額貯金については、遺産分割が必要であると判断した最高裁の判例があります。）

しかしながら、現在の銀行実務では、この裁判例に従わず、遺産分割協議をしなければ払戻しに応じてくれない銀行もあります。また、現在は、預貯金についても遺産分割協議をすることが多いのが実情です。

このような、裁判例と実務の乖離は非常に理解しにくいのですが、実は、現在預貯金が遺産分割の対象となるかという点が再度最高裁判所で争われています。裁判の期日が本年10月19日に指定されており、私たち法律家としては、この裁判の結果が非常に気になるところです。

### 2 投資信託は遺産分割協議の対象になるって本当？

はい、本当です。投資信託の場合、収益を分配する権利や償還金（投資信託の解約時や買取時に受け取る金員）については、一見分けることが可能であるとも考えられます。しかし、平成26年2月25日の最高裁の判決では、口数を単位とするものであること、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権等は分けることができないこと、などを理由に、争われた投資信託について遺産分割の対象となると判断し、上の預貯金とは別の結論を導きました。同じような特徴を持つ、投資信託については、遺産分割の対象となると考えて良いでしょう。

### 3 貸金庫があるんだけど

銀行に貸金庫を設定している場合、銀行は、相続人全員の立会がないとこれを開破しないと立場であることが通常です。そこで、非協力的な相続人が居ると予想される場合には、開破できない場合も想定した対応が必要となります。特に遺言書などを保管している場合には十分にご注意下さい。

### 4 相続人の1人が預金を使い込んでいる場合どのように請求すればいいのか

例えば、相続人のうち、1人が被相続人の預金を使い込んでいる場合（本来あってはならないことです。）被相続人の同意がある場合は特別受益、同意がない場合は不法行為・不当利得の問題として法律上整理されます。後者の場合は、裁判手続き上は遺産分割とは別個の手続きにより、請求することになりますが、当事者間の遺産分割協議の中で使い込みの点を考慮して分割を行うことも多くあるようです。

（文責 粟津正博）

## 【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/  
【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋巻番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)  
【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(三越の向かい)  
受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



～ コラム「わたしの夏休み」のコーナー ～

初秋を感じる時期ですが、今月号では「わたしの夏休み」と題しまして、夏にまつわるエピソードをもとに、当事務所の弁護士とスタッフを2名ずつご紹介させていただきます♪  
みなさまは、どんな夏を過ごされましたでしょうか？



夏の暑さが和らぐこの時期、毎年、森山直太郎さんの『夏の終わり』を聴いて寂しい気持ちに浸る今村です。さて、今年のお盆休みは、例年にもれず、事務所で書面作成をしつつ。鎌倉の海に行ってきました！由比ガ浜で「音霊 OTODAMA SEA STUDIO」というライブに参加してひと夏分の汗を流してきました！おすすめイベントなので、来年ぜひ！【今村】



わたしは、毎年湘南のビーチバレーの大会に出ています！  
とっては聞こえがいいのですが、私自身まったく初心者であり、ウルトラビギナーのカテゴリーに参加して、毎年予選で敗退、去年まで8連敗中でした。今年の夏は、奥様方と接戦を繰り広げ、なんと記念すべき大会初勝利を挙げました。（ただし、予選敗退です。）【粟津】



夏休みを利用して、香川県の金比羅山へ行ってきました。  
覚悟はしていたのですが、真夏にあの階段は想像以上にきつかったです。次の日は、今まで経験したことがないような筋肉痛に悩まされましたが、上りきったところの景色は最高でした！さすがうどん県！うどんがおいしかったです！それにしてもお揚げが大きい！！【スタッフK】



毎年恒例なのですが、成田の祇園祭へ行ってきました。  
サプライズで主人のお母さんが、浴衣を縫ってくれたので、十数年ぶりに浴衣を着て出掛けました！「これぞ夏祭り」というくらいの、うだる様な暑さでしたが、子供達も初めてのラムネに大はしゃぎ。  
無事、熱射病にもならず、楽しむことが出来ました。【スタッフT】

【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/  
【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋巻番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)  
【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(三越の向かい)  
受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



## ♡よつばのヒ・ミ・ツ教えます♡

みなさんこんにちは。みなさんとお話したときに（特にお酒を飲んだときに）よく聞かれるのが「弁護士って普段どんな感じなの？」です。

確かに私も弁護士になるまで、普段の弁護士＝仕事をしていないときの弁護士像って謎のベールにつつまれていました。

ふたを開けてみれば大したことなく、ただの普通のおっさん（よつばの男性弁護士すみません）なのですが、今月号では、そんなよつば弁護士たち&よつば事務所の意外なヒ・ミ・ツを勝手に公開しちゃいます。

### よつばのヒミツその1



「よつば箸なるものが存在している!？」

そうなんです！実は、以前に相談にいらっしゃったお客様によつばマーク入りのよつば箸をお配りしていたことがあるのです。写真がないのが残念ですが、ご要望が多い場合には復活したいと思いますので（実は私も欲しい）、欲しい方はぜひご一報ください😊

### よつばのヒミツその2

「大澤は〇〇の大ファンらしい!？」

大澤は仕事人間のように見えますが、実はたくさんの趣味を持っているのです！意外！クロマニヨンズの大ファンでちょくちょくライブに行っていることは、よつば内では結構知られていますが、今回新たに、お笑いトリオ「東京03」の大ファンだということがひょんなことから判明しました。これはぜひ皆様にお知らせしなければ！ということで勝手に公開。

### よつばのヒミツその3

「今村は料理が得意らしい!？」

千葉事務所所長の今村は、柏事務所時代は、家にフライパンが一つもないという生活っぷりでしたが、千葉事務所所長になってからは、週末には自炊をするという生活に変化したそうです。今や土日ほろほろ料理をしているとかいないとか…😊



あと10ネタくらいあるのでまた近々公開しますお楽しみに！

（文責 前原彩）

### 【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/  
【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋巻番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)  
【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(三越の向かい)  
受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



～ 千葉のオススメスポット紹介 ～

今月号では、お勧めスポット紹介のコーナーをお送りします♪

千葉県の紅葉名所！養老溪谷



養老溪谷は、千葉県を流れる養老川によって

生み出された美しい溪谷です。

ハイキングコースとしても人気が高く、

特に紅葉の季節は、もみじ狩りに

最適の散策コースです。

自然たっぷりの絶景を感じながらの

ハイキングは秋にぴったりです！

東京・千葉方面より 館山自動車道（市原IC）より約50分

アクアラインより 圏央道（木更津IC）より約25分



鴨川シーワールド



シャチ、イルカ、ベルーガ、アシカなどの

パフォーマンスが大人気の水族館です。

他の水族館ではなかなか見られないシャチの

ダイナミックなジャンプは迫力満点です。

また、イルカにタッチしたり、笑うアシカと

記念撮影をしたり、海の生き物と触れ合える

プログラムも充実しています。

子供はもちろん大人も楽しめる水族館です！

海ほたるPAより約1時間10分 東京駅より高速バス約2時間



【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所

☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐http://www.yotsubasougou.jp/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋巻番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(三越の向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談